

## 役員等の報酬等基準

(目的)

第1条 この役員等の報酬等基準は、社会福祉法人すぎな会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬等の基準を定めるものである。

(常勤理事長)

第2条 常勤理事長の年俸は、その就任時に在籍する職員及び経営職施設長の基準給与の最高額を基準に、以下のように算定した額を上限とする。

- ① 理事長と経営職施設長の最高額の比率を概ね 1.2 : 1.0 とする。
- ② 経営職施設長と担当職職員の最高額の比率を概ね 1.5 : 1.0 とする。
- ③ ①及び②により 1,080 万円を上限とする。

2 常勤理事長および常勤理事には、次のように算定した退職金を支給する。

$X = \text{在任中の平均報酬月額} \times \text{勤続年数}$

その場合、勤続年数に1年未満の端数があるときは、「勤続月数÷12」により求められる乗率（小数点以下3位を四捨五入）を用いる。

(常務理事)

第3条 常勤理事の年俸は、前条の理事長の年俸を越えない額とする。

(非常勤理事長)

第4条 非常勤理事長の年俸は、第2条第1項で算定した額に、次の算式により算定した額とし、理事会において決定する。

$X = \text{第2条第1項で算定した額} \times (\text{毎週定例的に執務する日数} \div 5)$

(非常勤理事)

第5条 非常勤理事が、総務会に出席した場合は、神奈川県内の知的障害施設を経営している社会福祉法人の費用弁済額を参考に、報酬を支給する。

その支給額は1万5千円を上限とする。

2 非常勤理事が、次の各号の会議等に出席した場合は、報酬として1万円を上限として支給する。

- ① 理事会又は評議員会に出席した場合。
- ② 各種委員会等に出席した場合。
- ③ 法人以外の場所で開催される会議・研修会等に出席した場合。
- ④ その他、理事長が法人業務に関連があると認める活動に出席した場合。

(監事)

第6条 監事が、監査を実施した場合は、神奈川県内の知的障害施設を営している社会福祉法人の費用弁済額を参考に、報酬を支給する。

その支給額は1万5千円を上限とする。

2 監事が、次の各号の会議等に出席した場合は、報酬として1万円を上限として支給する。

- ① 理事会又は評議員会に出席した場合。
- ② 各種委員会等に出席した場合。
- ③ 法人以外の場所で開催される会議・研修会等に出席した場合。
- ④ その他、理事長が法人業務に関連があると認める活動に従事した場合。

(評議員)

第7条 評議員が、評議員会に出席した場合は、神奈川県内の知的障害施設を営んでいる社会福祉法人の費用弁済額を参考に、報酬を支給する。

その支給額は1万5千円を上限とする。

2 評議員が、次の各号の会議等に出席した場合は、報酬として1万円を上限として支給する。

- ① 理事会に出席した場合。
- ② 各種委員会等に出席した場合。
- ③ 法人以外の場所で開催される会議・研修会等に出席した場合。

(報酬等の決定)

第8条 理事会及び理事の年俸等の決定は、理事会で、監事及び評議員の報酬の決定は、評議員会にて行うものとする。

(所得税の徴収)

第9条 第5条、第6条及び第7条に定める報酬額は、あらかじめ所得税を徴収した額とする。

(基準の改正)

第10条 この役員等の報酬等基準の改正は、評議員会において行うものとする。

附則

第1条 この役員等の報酬等基準は、平成29年6月24日から施行する。